



# 栃木県公報

平成 26 年  
4 月 4 日(金)  
第2569号

## 目 次

### 告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	297
○栃木県土地利用基本計画の一部変更	297
○道路の区域の変更	297
○道路の供用開始	298
○廃川敷地	299

### 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	299
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	299
○開発行為の工事完了	300

### 正 誤

○第2519号中	300
----------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第百七十号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金等から適用する。

平成二十六年四月四日

栃木県知事 福 田 富 一

総合政策部の部を削る。

(市町村課)

### 栃木県告示第171号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、平成26年3月27日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県総合政策部地域振興課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

(地域振興課)

### 栃木県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年4月4日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 湯本漆塚線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
190	前A	那須郡那須町大字寺子丙字湯道 2143-1から 那須郡那須町大字大島字坂下18-1 まで	5.0～15.6	560.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須郡那須町大字寺子丙字湯道 2143-1から 那須郡那須町大字大島字坂下18-1 まで	11.0～18.2	540.0	
	後	那須郡那須町大字寺子丙字湯道 2143-1から 那須郡那須町大字大島字坂下18-1 まで	11.0～18.2	540.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 芳賀茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
333	前A	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2425まで	13.7～37.9	100.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2425まで	12.1～15.2	116.8	
	後	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2425まで	13.7～37.9	100.0	

栃木県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年4月4日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道119号	宇都宮市下川俣町字沢向133-1から 宇都宮市下川俣町字前原206-203まで	平成26年4月14日
	一般国道461号	大田原市前田字前田203から 大田原市前田字前田195-1まで	平成26年4月4日
25	主要地方道 那須烏山矢板線	那須烏山市神長469-1から 那須烏山市神長413まで	平成26年4月4日
35	主要地方道 宇都宮結城線	河内郡上三川町しらさぎ一丁目45-1から 河内郡上三川町大字上三川5116-1まで	平成26年4月4日

49	主要地方道 つくば益子線	芳賀郡益子町大字小泉388-3から 芳賀郡益子町大字小泉390まで	平成26年4月4日
71	一般県道 下岡本上三川線	宇都宮市下平出町168から 宇都宮市石井町2509-1まで	平成26年4月4日
274	一般県道 牧野大沢線	那須烏山市大木須1185-2から 那須烏山市大木須1181まで	平成26年4月4日
322	主要地方道 上横倉下岡本線	宇都宮市白沢町759-1から 宇都宮市白沢町222-2まで	平成26年4月4日

(道路保全課)

栃木県告示第174号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

関係図面は、栃木県県土整備部河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月4日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 河川の名称  
利根川水系一級河川姿川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成26年4月4日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 宇都宮市幕田町字祭田63番2
  - (2) 宇都宮市幕田町字長久保29番6から  
宇都宮市幕田町字下幕田49番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,286.5㎡ ((1)125.8㎡、(2)1,160.7㎡)

(河川課)

**公 告**

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成26年5月7日までに栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成26年4月4日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アバンセ壬生店  
下都賀郡壬生町大字安塚字西南原880番1外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
壬 生 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小

売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成26年5月7日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成26年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アバンセ壬生店  
下都賀郡壬生町大字安塚字西南原880番1外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要  
意見なし

(経営支援課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下野市薬師寺字二ノ谷3221番3、3221番4 (開発行為に関する工事) 下野市祇園二丁目56番	下野市祇園五丁目32番地1	医療法人天佑会

(都市計画課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2519号	783	12～14	鬼怒川中流域特別地区	鬼怒川中流域自然環境保全地域
		下から15～17	鬼怒川中流域野生動植物保護地区	鬼怒川中流域自然環境保全地域